

令和3年度秋学期からの学生の海外留学について

1. 方針

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、本機構では「静岡大学海外渡航の危機管理マニュアル」に従い、外務省の感染症危険情報レベル3以上の国・地域へは派遣中止、レベル2の国・地域へは個別に派遣の可否を検討するとしており、安全性の確保が難しいため、令和2年度に引き続き、令和3年8月から同年12月の派遣を中止することとしていました。（令和3年5月第2回国際交流委員会決定）

一方、令和3年6月15日付文部科学省通知により、大学間協定等に基づく1年間（実際の派遣期間9か月以上）の海外留学プログラムについて、条件を満たせば感染症危険レベル2、3であっても8月から派遣可能という方針が出されたことに伴い、本学として下記の条件を満たす場合には、令和3年秋学期からの海外派遣を可とする方針を決定しましたのでお知らせします。なお、実際の渡航が9か月未満の短期留学や個人的な海外旅行は引き続き認めない旨申し添えます。

<派遣可能となる条件>

- ① 大学間協定等に基づく1年間（実際の派遣期間9か月以上）の留学であること。
- ② 派遣先が対面授業を実施していること（一部でも対面授業を行っていれば可）。
- ③ 渡航前にワクチン接種（2回）を完了することが望ましい。ワクチン接種の有無について国際交流課へ報告すること。
- ④ 派遣先へのアプリケーションが受理され、入学が許可されること。
- ⑤ 滞在許可（留学ビザ）が取得でき、派遣先への渡航が秋学期開始までに間に合うこと。
- ⑥ 住居の確保ができること。

*上記条件を満たしても派遣前に感染状況が著しく悪化した場合は派遣中止もありえる。

2. 派遣にあたり確認すべき事項

国際連携推進機構及び国際交流課は、次の事項について確認し、派遣学生へ情報提供を行い渡航前ガイダンス等により指導を行います。

- ・渡航先の感染状況→対面授業の実施状況及び変異株の状況を確認する。
- ・渡航先の感染防止策→派遣先大学に確認する。
- ・感染した場合の現地の医療体制の確認→OSSMA Plus（危機管理サービス）へ加入するとともに派遣先大学に確認する。
- ・出国及び帰国時の防疫措置の把握→渡航前ガイダンスで指導するとともに、留学中は大学

から情報提供を行う。

- 帰国ルートの確保→渡航前ガイダンスで指導するとともに、帰国時期を学生から報告させ、それに応じた安全な帰国ルートで帰国させる。
- 保険加入の徹底→OSSMA Plus に付帯する海外旅行保険への加入を推奨する

その他、派遣学生の既往症の有無、派遣先への渡航ルート（経由地含む）を確認し、誓約書（保護者の同意書含む）を提出させることとする。

本件担当

静岡大学国際交流課 小林 （4454）

email:kobayashi.shizuno@shizuoka.ac.jp